

令和7年度津山市観光協会バスツアー補助金概要

(公社)津山市観光協会では、津山市内の観光資源の活用、観光客の誘客を推進するため、津山市内を来訪される観光バスツアーを主催する旅行業者様に対し補助金を交付いたします。

【実施期間】

第1期：令和7年4月1日 ～ 令和7年4月30日

※令和7年4月1日～令和7年4月30日の期間中交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする

第2期：令和7年5月1日 ～ 令和8年3月31日

※令和7年5月1日～令和8年3月31日の期間中交付申請額が本事業の予算額に達した時点で補助金募集終了とする

【補助金額】	宿泊ツアー	30,000円
	日帰りツアー	10,000円

※共にバス1台当たり、1事業者6台まで

【条件】 宿泊ツアー、日帰りツアー共に、別表及び下記①～⑦の条件を満たすこと。

- ①バス1台あたり参加人数が20名以上（「指定観光施設等利用証明書」又は「宿泊証明書」による）であること。（添乗員等は除く）
- ②ツアー参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- ③旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- ④他の自治体等から補助金、助成金等を交付されたツアーであっても、条件を満たすものであれば交付対象とする。
- ⑤津山市内の指定観光施設店、飲食店等（以下指定観光施設等）を利用し「指定観光施設等利用証明書」を発行してもらうこと。
- ⑥宿泊ツアーは津山市内の宿泊施設に宿泊し「宿泊証明書」を発行してもらうこと。
- ⑦日帰りツアーは指定観光施設等の1か所は有料施設（団体としての支払/昼食箇所含）であること。（⑤⑥⑦詳細等は別表参照）

【申請方法】 ※書式は「津山観光WEB」からダウンロードしてください。

ツアー催行15日前に「補助金交付申請書（様式第1号）」を提出し内容について審査を受けます。申請内容が適当と認められた場合「補助金交付決定書（様式第2号）」が発行されます。ツアー終了後30日以内に「実績報告書（様式第4号）」「宿泊証明書（様式第5号）」又は「指定観光施設等利用証明書（様式第6号）」を提出していただき審査が終了すると、条件を満たした催行のバス台数分の補助金を交付します。

【お問合せ先・書類の送付先】

〒708-0022 岡山県津山市山下97-1

公益社団法人 津山市観光協会 バスツアー補助金事業担当

[TEL:0868-22-3310](tel:0868-22-3310) [FAX:0868-22-3315](tel:0868-22-3315)

E-mail: tsuyama-dmo@tsuyamakan.jp

【詳細条件等】

宿泊ツアー	指定観光施設等 1 か所＋宿泊施設 1 泊 以上
-------	--------------------------

日帰りツアー	指定観光施設等 1 か所 以上
--------	-----------------

指定観光施設等（その他、津山市内の飲食店及び宿泊施設での昼食は指定観光施設等に含む）

施設等一覧

名 称	住 所	連絡先
津山城(鶴山公園)	津山市山下 135	0868-22-4572
津山まなびの鉄道館	津山市大谷	0868-35-3343
津山洋学資料館	津山市西新町 5	0868-23-3324
津山観光センター	津山市山下 97-1	0868-22-3310
サンヒルズ	津山市大田 811-1	0868-27-7131
和蘭堂	津山市西新町 5	0868-24-6288
つやま自然のふしぎ館	津山市山下 98-1	0868-22-3518
津山郷土博物館	津山市山下 92	0868-22-4567
城西浪漫館	津山市田町 122	0868-22-8688
作州民芸館	津山市西今町 18	0868-24-6690
まほらファーム	津山市野村 891-2	080-6335-6540
多胡本家酒造場	津山市檜 69	0868-29-1111
ほほえみ彩菜	津山市杉宮 736-3	0868-29-1123
道の駅 久米の里	津山市宮尾 563-1	0868-57-7234
めぐみ荘（百々温泉）	津山市加茂町小中原 143	0868-42-7330
さむはら神社	(津山市観光協会北支部) 津山市加茂町桑原 121-1	0868-42-4402
もえぎの里・あば温泉	津山市阿波 1200	0868-46-7111

津山市観光協会バスツアー補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、津山市内（以下「管内」という。）の観光資源の活用と観光客の誘導を図るため、旅行業者が主催する観光バスツアー（以下、「ツアー」という。）に対し、津山市観光協会バスツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定める。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、次に掲げる第1号から第6号までの要件を満たすものとする。ただし、宿泊を伴う場合においては管内の宿泊施設に宿泊するものとする。

- （1）バス1台当たり参加人数は20名以上であること。（「指定観光施設等利用証明書」又は「宿泊証明書」による）（但し、添乗員等を除く）
- （2）ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- （3）旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた旅行業者で、かつ日本国内の事業所であること。
- （4）前号に定めるもののほかに、他の地方自治団体等から補助金、助成金等を交付されていても、本協会の定める条件を満たせば交付対象とする。
- （5）管内の指定観光施設店、飲食店等（以下指定観光施設等）を利用し「指定観光施設等利用証明書」を発行してもらうこと。
- （6）管内の宿泊施設に宿泊し「宿泊証明書」発行してもらうこと。
- （7）「日帰りツアー」では、指定観光施設等の1か所は有料施設（団体としての支払がある）であること。（以上(5)(6)(7)詳細条件は別途）

（補助額）

第3条 補助金の区分、額は、次表に定めるとおりとし予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

区分	補助金
宿泊ツアー	バス1台当たり 30,000円
日帰りツアー	バス1台当たり 10,000円

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて津山市観光協会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、申請できるバスの台数は、1事業者につき6台を限度とする。

（補助金の交付の決定及び決定通知）

第5条 会長は、補助金の交付の申請があった場合においては、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下、「交付決定」という。）し、その内容を補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第6条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、津山市観光協会バスツアー補助金変更（中止）届出書（様式第3号）を会長に提出し、承認を得なければならない。

- （1）交付申請の記載内容に変更が生じたとき。
- （2）当該ツアーを中止したとき。

（実績報告及び補助金の交付請求）

第7条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに、実績報告書（様式第4号）及び補助金交付請求書（様式第7号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第8条 会長は、前条の規定により実績報告書及び補助金交付請求書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）交付決定の内容に違反したとき。
- （2）法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- （3）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、津山市観光協会バスツアー補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 会長は、交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実施期間)

第11条 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの催行を対象とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。